

青葉台自治会自主防災組織の会則

(名称)

第 1 条

この組織は、青葉台自治会自主防災組織（以下「本組織」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条

(1) 事務所は、青葉台自治会集会所に置く。

(目的)

第 3 条

本組織は、自治会目的である安全で明るく住みよい良好な地域社会の維持のために、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条

本組織は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震等による被害を予防するための活動に関すること。
- (3) 地震等の発生時における下記 5 項目の活動に関すること。
 - ① 情報の収集・伝達
 - ② 初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護
 - ⑤ 給食給水
- (4) 前号に関する防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備等に関すること。
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第 5 条

本組織は青葉台自治会に加入している世帯をもって構成する。

(本組織本部担当者)

第 6 条

- (1) 本組織に次の担当者を置く。
 - ① 隊長 1 名
 - ② 副隊長 (民生委員) 1 名
 - ③ 防災士 1 名
 - ④ 情報・総括 (会計) 1 名
- (2) 本組織本部担当者は自治会役員を持って充てる。
- (3) 本組織は青葉台自治会の一部門として位置づけとする。

(本組織本部担当者の任務)

第 7 条

- (1) 隊長は本組織を代表し、事業を総括するとともに、災害発生時において行政・消防機関と連携し応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故のある時はその職務を行う。
- (3) 防災士は平常時の防災活動及び災害発生時の自助・共助活動のリーダーとして応急活動を実践する。
- (4) 情報・総括は情報全般のリーダーとして、被害状況、災害危険箇所、避難状況などの情報を正確かつ早く集めその情報を隊長、市担当者及び消防機関などに伝え、指示などを住民に伝達する。

(防災計画)

第 8 条

- (1) 本組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- (2) 防災計画は次の事項について定める。
 - ① 災害等の発生時における本組織の組織編成及び任務分担に関すること。
 - ② 防災知識の普及啓発に関すること。
 - ③ 防災訓練の実施に関すること。
 - ④ 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水、災害時要援護者の安全確保、防災資機材等の整備及び管理に関すること。
 - ⑤ その他必要な事項

経費)

第 9 条

本組織の活動に要する経費は青葉台自治会の予算をもって充てる。

(会則の変更)

第 10 条

この会則は青葉台自治会総会において自治会々員の過半数の承認にて変更することが出来る。

(附則)

この会則は、平成 30 年 5 月 13 日から実施する。